

[建設の事業の場合]

保険料の算定方法には、「賃金」による場合と、「請負金額」による場合があります。

1 支払賃金による算定

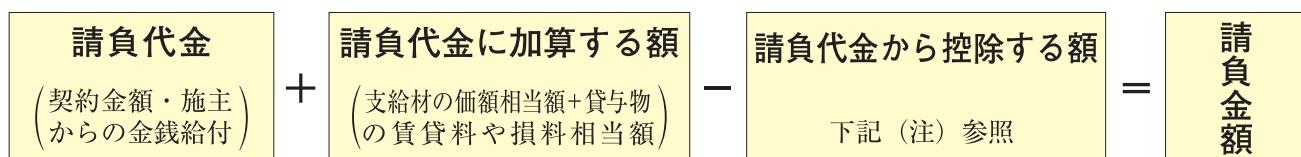
準備作業、周辺作業を含めその工事における協力業者に雇われる者を含むすべての労働者の賃金を正確に把握し、かつ、作業日報、賃金台帳の原本等の帳簿書類を3年間保存している場合は、支払賃金に保険料率を乗じて保険料を算定してください。この場合、通勤手当や賞与等の一時金も算入されますからご注意ください。

2 請負金額による算定

建設の事業において、賃金総額を正確に把握し得ない場合には請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とし、これに保険料率を乗じて保険料を算定してください。

請負金額とは、工事請負契約上の代金、つまり請負代金に、支給資材等の価格相当額や貸与された機械や資材の賃貸料及び損料相当額を加え、そして、告示によって特定された控除対象工事用物（注）のみを控除したものをいいます。

*請負金額に係る消費税額の取扱いについては、P.36を参照してください。



（注）請負代金から控除する控除対象工事用物は、「機械装置の組立て又は据付けの事業」（業種番号36）の機械装置のみです。P.41を参照してください。

[林業の場合]

保険料の算定方法には、「賃金」による場合と、「素材の生産量・平均賃金」による場合があります。

1 支払賃金による場合

その事業で使用したすべての労働者への支払賃金に保険料率を乗じて保険料を算定してください。

2 素材の生産量（林業のうち、立木の伐採の事業以外の事業の場合は平均賃金）による場合

- ・林業のうち、立木の伐採の事業

所轄都道府県労働局長が定める素材1立方メートルを生産するために必要な労務費の額に、生産するすべての素材の材積を乗じて得た額を賃金総額とし、これに保険料率を乗じて保険料を算定してください。

- ・林業のうち、立木の伐採の事業以外の事業

厚生労働大臣が定める平均賃金に相当する額にそれぞれの労働者の使用期間の総日数を乗じて得た額の合計額を賃金総額とし、これに保険料率を乗じて保険料を算定してください。